

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和7年8月26日（令和7年（行情）諮詢第948号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第817号）

事件名：北朝鮮情勢に関する「平成28年度情勢03」のようにまとめたもののうち特定期間にまとめられたものの開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年5月22日付け防官文第12110号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（7）（略）

（8）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 訒問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和7年5月22日付け防官文第12110号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

（1）（略）

（2）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本

件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問しなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年8月26日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求の開示請求書には、「防官文第29671号（2024.11.11一本本B1865）で特定された後にまとめられたもの全て」と記載されていたことから、防衛政策局調査課が北朝鮮情勢について作成した、「平成28年度情勢03」と同種の文書のうち、別件開示請求（開示請求受付番号2024.11.11一本本B1865）の開示請求受付日の翌日である令和6年11月12日から本件請求文書の開示請求受付日である令和7年3月24日までに作成された文書を求めていたものと解し、文書1ないし文書3を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自

然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

北朝鮮情勢に関する「平成28年度情勢03」のようにまとめたもののうち防官文第29671号（2024.11.11一本本B1865）で特定された後にまとめられたもの全て。

2 本件対象文書

文書1 北朝鮮による核・弾道ミサイル開発について 令和7年1月 防衛省

文書2 国際軍事情勢 令和7年1月 防衛政策局調査課

文書3 国際軍事情勢 令和7年2月 防衛政策局調査課